



みくには
ハートに愛

みく に 便 り

2月27日になされた政府の休校・自粛要請により、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大しています。今月はお客様からのお問合せの多い、「雇用調整助成金」についてご紹介します。

※今月は「税務と労務の手続 提出期限」の掲載を、お休みさせていただきます。

2020年4月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
 連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
 電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
 URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



新型コロナウイルス感染症にかかる 「雇用調整助成金」のご案内

◆雇用調整助成金 休業等期間中の休業手当に要した費用を助成する制度です。

従来の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症 緊急対応期間 (4/1～6/30) の雇用調整助成金
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 3ヶ月10%以上低下	生産指標要件 緩和 1ヶ月5%以上低下（対前年同月比）
雇用保険被保険者が対象	雇用保険に加入していない労働者の休業も対象
雇用保険の被保険者期間が6ヶ月以上必要	雇用保険の被保険者要件の撤廃
助成率 3分の2（中小）、 2分の1（大企業）	5分の4（中小）、3分の2（大企業） <解雇等を行なわない場合は10分の9（中小）、 4分の3（大企業）>
計画届は事前提出	計画届は事後提出を認める（1/24～6/30）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃
支給限度日数 1年100日 3年150日	支給限度日数 1年100日+上記対象期間（4/1～6/30） 3年150日+上記対象期間（4/1～6/30）

休業等を実施し、労働者に対して休業等期間中の休業手当の支給をした後に、必要書類を労働局に提出して支給申請を行います。

（上記の情報は、令和2年4月8日現在のものであり、今後内容が変更する場合があります。予めご了承下さい。）